

岩手沿岸南部広域環境組合の執務時間に関する規則

平成 18 年 4 月 21 日 規 則 第 1 号

改正 平成 22 年 3 月 31 日規則第 1 号

岩手沿岸南部広域環境組合の執務時間は、岩手沿岸南部広域環境組合の休日に関する条例（平成 18 年岩手沿岸南部広域環境組合条例第 1 号）第 1 条に規定する組合の休日を除き、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

までとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 1 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。